

# 令和5年度 高齢者施設向け研修

「虐待防止へのはじめての一步」～必要な対応、できていますか?～

## 施設・事業者における高齢者虐待の防止 早期発見・通報義務・未然防止について

かわさき社会福祉士事務所

所長 川崎 裕 彰

[rsa61129@icloud.com](mailto:rsa61129@icloud.com)

社会福祉士・精神保健福祉士

介護福祉士・介護支援専門員

日本アンガーマネジメント協会ファシリテーター

# 講義の流れ

- 高齢者虐待防止とは
- 身体拘束・行動抑制
- 虐待発生と未然防止
- 高齢者虐待防止に向けた取り組み

## 配布資料

- 講義資料



# 職場で「話し合える場」や 話し合える（相談し合える） 雰囲気はありますか？

本日、みなさまにお伝えしたいこと

1. 新人職員やベテラン職員でも、  
気軽に相談や話し合いができる場と日頃からの関係
2. 利用者Aさんについて話し合える場と職員同士の関係

なければ、作りましょう！

「虐待」は、どこにでも起こる可能性があります、  
「不適切ケア」は組織で取り組まなければなりません

# 「話し合いの場・相談できる場」 (頻度・対象)

- 
- 
- 
- 

# 「話し合える・相談できる雰囲気」の工夫

- 
- 
- 
-

# 施設・事業者求められる

## 高齢者虐待防止の推進

### 【省令改正による義務化】

虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬により減額する

★居宅療養管理指導、特定福祉用具を除く

※福祉用具貸与経過措置期間（2027/3/31まで）

# 運営基準改正における虐待防止規定の創設

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省第9号）

## 趣旨

**全ての介護サービス事業者を対象**に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための**委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける**

## 改正の内容

### 1 基本方針

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定

### 2 運営規定

運営規定に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加

### 3 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定

- ①虐待の防止のための対策を検討する**委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的**に開催するとともに、その結果について、**従業者に周知徹底**を図ること
- ②虐待の防止のための**指針を整備**すること
- ③従業者に対し、虐待の防止のための**研修を定期的**に実施すること
- ④上記措置を適切に実施するための**担当者を置く**こと

## 施行期日等

施行日：令和3年4月1日（施行日から**令和6年3月31日までの間、経過措置**を設ける）

終了

# 運営基準改正のポイント①

参考

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省第9号）

## 運営規程（運営規程の概要の揭示規程）

事業の適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保するため、**事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする**。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない

### 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること

## 虐待の防止

### ・虐待の未然防止

高齢者の**尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけ**ながらサービス提供にあたる必要があり、**研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要**がある。従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の**従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要**である。

### ・虐待等の早期発見

従業者は、**虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にある**ことから、これらを早期に発見できるよう、**必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）**がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの**虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応**をすること。

### ・虐待等への迅速かつ適切な対応

**虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口へ通報**する必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、**市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める**こととする。 7

# 運営基準改正のポイント②

参考

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省第9号）

## 虐待の防止のための対策を検討する委員会

虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、**定期的開催することが必要**である。また、**虐待防止の専門家**を委員として積極的に活用することが望ましい。他の会議体と一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。虐待防止検討委員会は、具体的には、①組織②指針整備③職員研修④相談報告体制⑤通報義務方法⑥虐待等発生時の原因分析と再発防止策⑦前記の評価について検討する。そこで得た結果は、**従業者に周知徹底を図る**必要がある。

## 虐待の防止のための指針（項目）

- |                             |                         |
|-----------------------------|-------------------------|
| イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方    | ハ 成年後見制度の利用支援に関する事項     |
| ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 | ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項    |
| ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針     | チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 |
| ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針   | リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項  |
| ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  |                         |

## 虐待の防止のための従業者に対する研修

**定期的な研修（年1回以上）を実施**するとともに、**新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要**である。また、**研修の実施内容の記録**をすることが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。※特養・老健・医療院・特定・GH等は定期的な研修（年2回以上）を実施する必要がある。

## 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

**専任の担当者を置くことが必要**である。当該担当者としては、**虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。**

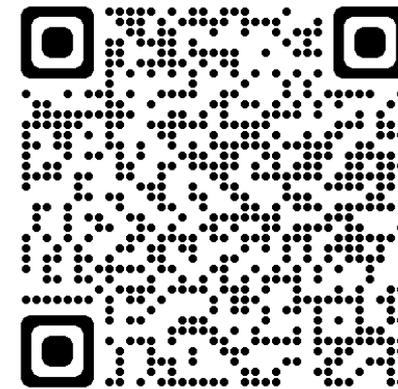
# 「虐待の防止」 (体制整備の基本と参考例)

参考

## 施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備

令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例

令和4年3月



令和3年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業

社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター



# 高齢者虐待防止とは 「法的根拠に基づき」



# 「虐待」は個人の問題？ 課題？ 責任？

虐待を行った者のみが原因であるという誤解や利用者の「介護に手間がかかる」状態のみによるものではなく、組織運営上の課題にも目を向け、何が職員の行動に影響を及ぼしたのか等を検証し、虐待の発生要因・課題を整理し、取り組む

## 「虐待」行為の発生する予兆はあった！ (未然防止のために取り組むべき内容)

「虐待」行為について正しく知り、虐待と思われる行為が発生する環境や前段階、虐待が疑われる行為又は不適切ケア、適切とは言えない対応状況の改善

# 高齢者虐待防止・養護者支援法の特徴

- 目的は、**高齢者の権利利益の擁護に資すること**
  - 虐待行為をした者を罰するためのものでなく、虐待の防止及び高齢者の保護
  - 高齢者を現に養護する**養護者への支援**
  - 養介護施設の業務又は養介護事業又は養介護事業の**適正な運営を確保**
  - 必要に応じ、適切な老人福祉法や介護保険法等の権限の行使をする
- **養護者による虐待の対応責務は市町村に有り**
  - **地域包括支援センター**へ専門職配置のある機関として委託し、対応を行う

※「養護者」とは、「**高齢者（法律上は65歳以上の者**を指す）を**現に養護するもの**」のことで、金銭の管理や食事の介助などの世話、**自宅の鍵の管理など**、何らかの世話をしているもの（**家族、親族、同居人等**）が該当すると考えられ、**同居をしていない知人等も該当する場合がある**。※**養介護施設従事者等以外のもの**

- **養介護施設従事者等による虐待の対応責務は市町村・都道府県に有り**
  - 「養介護施設従事者等」とは、介護保険法、老人福祉法で設置されている施設や事業で業務に従事しているものを指す（**施設長、事務職員、他も含む**）

# 虐待防止法の「虐待」の考え方

## 〔虐待の種別〕

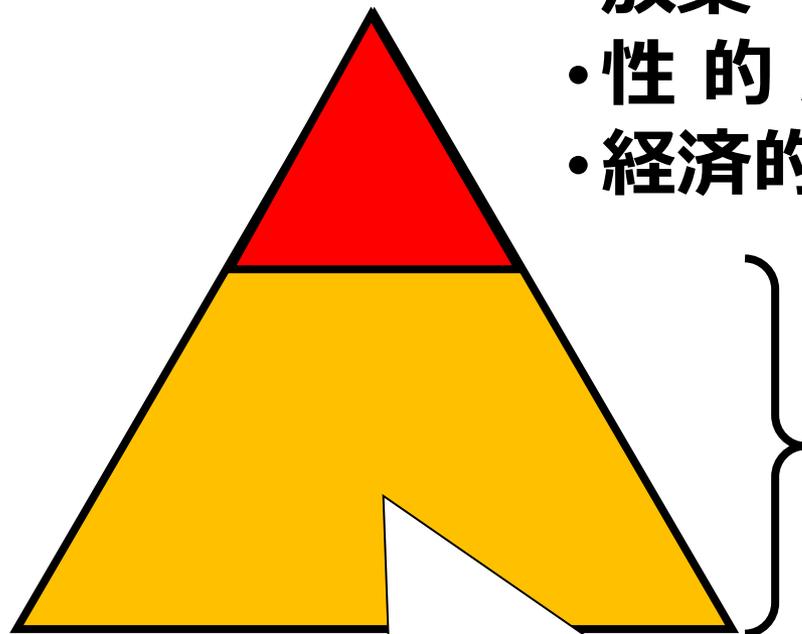
国マニュアル[R5]  
P10-12参照

一般的にイメージする虐待  
(事件性のある虐待)

- ・身体的虐待
- ・心理的虐待
- ・放棄・放任
- ・性的虐待
- ・経済的虐待

「自覚」「悪意」  
は問わない。

「いじめてやろう」「虐げよう」と思っているかどうかは、無関係



虐待防止法が規定した虐待  
(自覚を問わないため、広範囲)

虐待の小さな芽から  
市町村が責任をもって  
防止的に対応！

※市町村の不作為責任が、  
問われることもあります。

# 高齢者虐待の具体的な例（1）

参考

## 身体的虐待

- ① 暴力的行為
  - ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、転ばせる、物を投げつけたりする等
- ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為
  - ・介護がしやすいようにベッド等へ抑えつける、無理やり食事を口に入れる
  - ・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする等
- ③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

## 介護・世話の放棄・放任

- ① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
  - ・著しく不衛生な状態で生活させる、おむつが汚れている状態を放置する等
- ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為
  - ・必要な受診をさせない、処方通りの服薬をさせない
  - ・介護提供事業所等から報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る等
- ③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為
  - ・ナースコールを手の届かないところに置く、めがねや義歯を使用させない等
- ④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
  - ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して予防的手立てをしていない
  - ・高齢者の呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない
  - ・必要なセンサーの電源を切る等
- ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること
  - ・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る等

以前から知っているが通用しない！知識の更新は必須

# 高齢者虐待の具体的な例（２）

参考

心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>① <b>威嚇的な発言、態度</b> ・怒鳴る、罵る、脅す 等</li><li>② <b>侮辱的な発言、態度</b> ・嘲笑する、日常的にからかう、子ども扱いするような呼称で呼ぶ 等</li><li>③ <b>高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</b> ・高齢者や家族の悪口等を言う、無視する、大切にしているものを乱暴に扱う 等</li><li>④ <b>高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</b> ・本人の意思や状態を無視しておむつを使う、食事の全介助をする 等</li><li>⑤ <b>心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</b> ・理由もなく外部との連絡を遮断する、面会させない 等</li><li>⑥ <b>その他</b> ・宗教への加入を強制する、本人の意思に反した異性介助を繰り返す 等</li></ul>
性的虐待	<p><b>本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・キス、性的行為、性的な話しの強要、人前でおむつ交換する 等</li></ul>
経済的虐待	<p><b>本人の合意なしに（※）、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・寄付・贈与の強要、財産の無断使用、借金、必要なお金を渡さない 等</li></ul>

（※）本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や用途についての理解の上で同意する能力がない場合や、養護者や親族との関係性・従属性や従来の上帯状況から、意義を言えず半ば強制されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

# 介護士が高齢者の頭を叩くなどを して、暴行容疑で逮捕

- サービス付き高齢者向け住宅で9月、認知症の88歳、要介護4の男性入居者を**頭を叩いたり腹を蹴ったり、踏んだ**として、20日**暴行容疑**で、元職員で介護士（57歳女性）を**逮捕**した。男性入居者の腕には痣がみられた。
- 「言うことを聞いてくれないのでいらいらが爆発した」と容疑を認めている。
- **容疑者は、介護福祉士の資格**を持ち、**夜勤専門の管理人**で2019.5～月10日程度（16時～9時）の勤務。
- 施設によると、容疑者は別の認知症の70代要介護3の男性**入居者に対する暴行も認めた**といい、明石署にも連絡した。

# 虐待行為と刑法

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」令和5年7月厚生労働省P6より引用

	虐待の種類	該当する刑法の例
①	身体的虐待	第199条殺人罪 第204条傷害罪 第208条暴行罪 第220条逮捕監禁罪
②	介護・世話の放棄・放任	第218条保護責任者遺棄罪
③	心理的虐待	第222条脅迫罪 第223条強要罪 第230条名誉毀損罪 第231条侮辱罪
④	性的虐待	第176条不同意わいせつ罪 第177条不同意性交等罪
⑤	経済的虐待	第235条窃盗罪 第246条詐欺罪 第249条恐喝罪 第252条横領罪

刑事訴訟法第239条第1項では、何人でも、犯罪があると思慮するときは、告発することができる

**刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪と思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。**障害者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後の調査を進める中で、警察等への被害届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害届出の支援や行政として告発を行う事が求められます（なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要）。

# 身体拘束・行動抑制



# 長岡市「地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護」指定の一部効力の停止

## 1. 運営基準違反（法第78条の10第5号該当）

令和3年10月28日時点で入居している全入居者29人に対し、地域密着型施設サービス計画（以下「ケアプラン」という。）の説明および同意を得ないままサービスを提供した。さらに、実地指導対策として、入居者または家族が署名および押印したように装い、ケアプランを偽造した。また、ケアプランについて未作成の期間があった。

## 2. 人格尊重義務違反（法第78条の10第6号該当）

◆ 入居者2人に対し、ベッドからの転落防止対策などを理由に、緊急やむを得ない場合の3要件である「切迫性・非代替性・一時性」について施設で十分な検討を行うことなく、身体拘束を行った。また、身体拘束を行う際に必要となる入居者または家族の同意および身体拘束に関する記録に不備が認められた。

◆ 入居者延べ19人に対し、職員の手間を省くために、必要な介護・世話の放棄・放任に該当する行為が行われ、常態化していた。

## 3. 虚偽報告（法第78条の10第9号該当）

1及び2に関し、監査において、偽造したケアプランおよび身体拘束に関する説明書を提出した。

## 4. 虚偽答弁（法第78条の10第10号該当）

1に関し、監査において、偽造行為を隠蔽するために事実と異なる答弁を行った。

# 岡山県「介護老人福祉施設」 行政処分＋改善勧告及び指導

- **入所者の腹部をズボンの紐**（従事者が加工して取り付けした紐を含む）  
で縛る**身体拘束**（従事者22人から入居者13人へ、1年以上）
  - 「緊急やむを得ない身体拘束」に該当する**3要件の慎重かつ十分な検討なし、適正手続きなし**
- **人格尊重義務違反（入所者に対する虐待）**
  - ⇒ **指定の一部効力停止（新規受入停止12月）**
  - **入所者の立場に立ったサービス提供が不十分＋提供サービス記録の整備不備（改善勧告）**
  - **緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の記録未作成（身体拘束廃止未実施減算適用の指導）**
  - **管理者を中心とした高齢者虐待防止に向けた施設全体の取組指導（研修実施、マニュアルの周知、虐待防止意識の徹底等）**

# 宮城県「訪問介護事業所」の指定の取り 消し（被虐待者はサ高住入居者）

## ■ 人格尊重義務違反（身体的虐待：身体拘束）（ ）内は人数

- サービス付き高齢者向け住宅に居住する利用者 4 名に対して
  - 居室外側から施錠（2）つなぎ服（2）ミトン（2）ベッド上に四肢をタオルで縛りつける（1）ベッドを壁や柵で囲う（1）パーキンソン病薬を服用させない、他人に処方された抗精神病薬を投与し動きを抑制（1）

## ■ 人格尊重義務違反（心理的虐待）

- サービス付き高齢者向け住宅に居住する利用者 1 名に対して
  - 郵便物（3通）と携帯電話（約5か月）を無断で預かり不当に孤立させた（代表取締役の指示により少なくとも1名の職員が関与）
- サービス付き高齢者向け住宅に居住するほぼ全ての利用者に
  - （少なくとも7か月間）居室から共有スペースに出てくることを不当に制限、居室から出た利用者を怒鳴る（代表取締役の指示により少なくとも5名の職員が関与）

## ■ 虚偽答弁

- 代表取締役が大半の関与を否認したが、従事者の複数証言・証言内容が具体的かつ一致していることから虚偽と判断。なお、連絡ノートに代表取締役からの投薬中止指示が記録されている

## ■ 不正請求

- 利用者 7 名に対し平成30年8月から令和元年11月の間、サービス提供記録を架空に作成し、約200万円（約1,370件）を不正請求し受領した

# 身体拘束等に関する考え方

参考) 令和3年2月18日付厚生労働省老健局総務課介護保険指導室事務連絡

## 高齢者虐待防止法上養介護施設従事者等による高齢者虐待

- ・「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制  
⇒ **身体的虐待**
- ・対象：養介護施設・養介護事業の業務に従事する者

## 養護者による高齢者虐待

- ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する
- ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない、など  
⇒ **身体的虐待**
- ・対象：現に養護するもの

## 身体的拘束等の廃止に関する指導及び身体拘束廃止未実施減算の適応

要件・手続・適正化措置の面で慎重な取り扱いが求められる

- ・要件：身体的拘束等を例外的に行う場合の三要件をすべて満たさない状況で身体的拘束等を行われている場合  
⇒ **運営上の指導対象**  
(状況に応じ行政処分等の検討)
- ・手続：状態、時間、利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由の記録（2年間保存）  
⇒ **運営上の指導対象（減算指導）**
- ・適正化措置：①記録、②適正化対策検討委員会の3月1回以上の開催及び従業者への周知、③適正化指針の整備、④従業者に対する研修の定期的実施（全て実施）  
⇒ **運営上の指導対象（減算指導）**

\*詳細別紙（次スライド）参照

# 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ・ 介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為を指す。
- ・ 身体拘束ゼロへの手引きにあげられている11項目は、あくまでも例示であり、他にも該当する行為があることに注意。
- ・ **身体拘束とは、「高齢者本人の行動の自由を制限」すること**である。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出所：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）より引用

# 身体拘束がもたらす弊害

## • 身体的弊害

- 関節拘縮、筋力低下、身体機能低下、褥瘡発生
- 食欲低下、心肺機能や感染症への抵抗力低下
- 拘束することによる転倒・転落事故、拘束具による窒息等

## • 精神的弊害

- 不安や怒り、屈辱、諦めが精神的苦痛を与え、尊厳を侵す
- 認知症の進行、せん妄の頻発をもたらす
- 家族等に対する精神的苦痛（混乱、屈辱、罪悪感）
- 従事者等自らケアに対しての誇りの損失、士気の低下

## • 社会的弊害

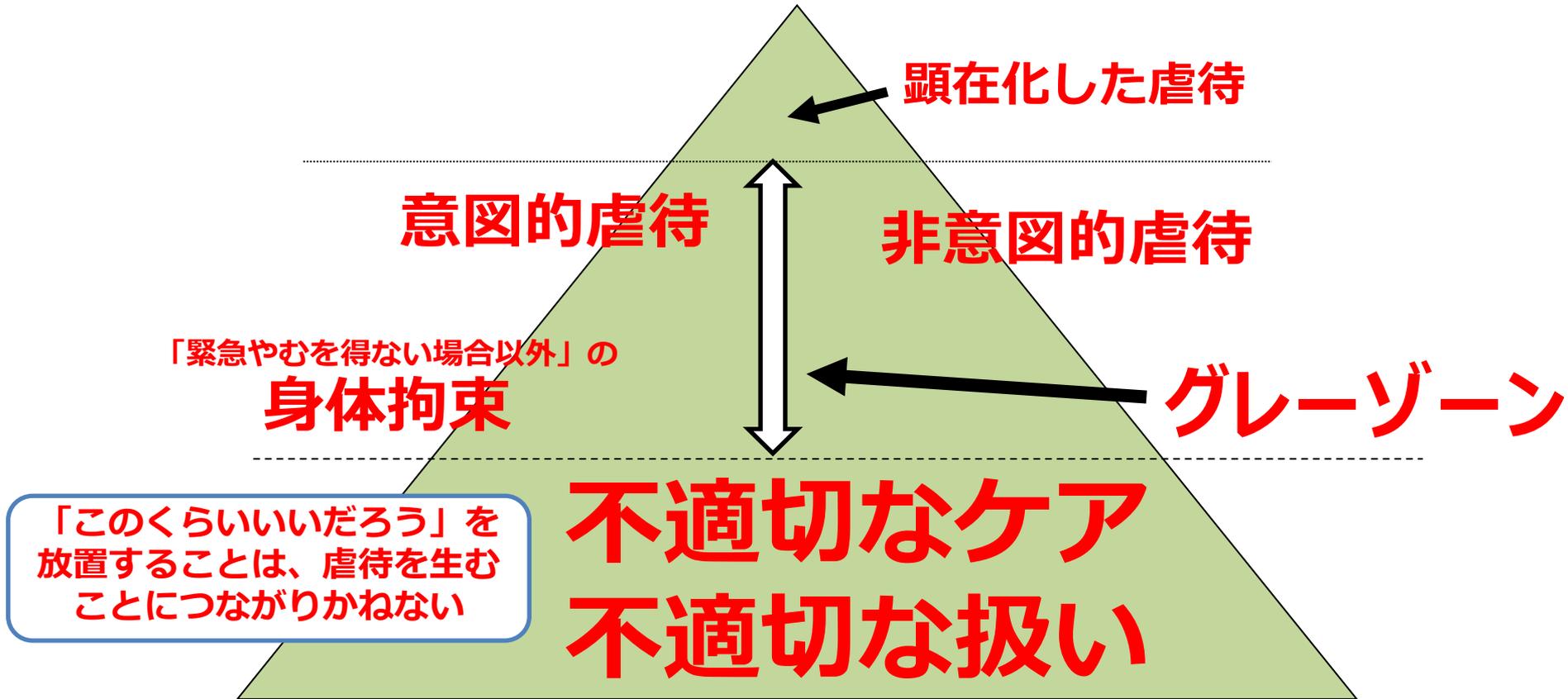
- 介護保険施設等に対する社会的不信、偏見
- 高齢者の心身の変化により医療的処置による経済的影響

# 虐待発生と未然防止

「なぜ虐待は起きるのか」



# 「不適切なケア」「グレーゾーン」 を放置せず、虐待を防止する



(柴尾慶次氏 (特別養護老人ホーム フィオーレ南海施設長) が作成した資料 (2003) をもとに作成)

認知症介護研究・研修仙台センター『介護現場のための高齢者虐待防止教育システム』教材  
「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」2009年、p.13より引用し、吹き出し部分を付加

# 実際の虐待行為（低い深刻度）

「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」令和5年3月厚生労働省老健局P27引用

## • 身体的虐待

- 「粗暴な移乗介助」「**鼻をつまむ**」「皮膚をつねる」「**頬を叩く**」
- 「乱暴にパジャマをつかみ身体を持ち上げる」
- 「**適切な手続きを経ていない身体拘束**」「ミトン」「4点柵」
- （中度）「ベッドに肩を押し付ける」「車椅子を蹴る」
- 「**家族の同意のみで身体拘束**」「**居室の施錠**」など

## • 介護等放棄

- 「**ナースコールを使えない状態にする**」「**夜間の排泄介助未実施**」
- 「ケアプラン上の入浴回数未実施」「**虐待通報を怠った**」
- 「居室内やベッドシーツが汚れているまま放置」
- （中度）「特別な栄養管理が必要な利用者の**栄養管理を怠った**」
- 「何度も転倒し痛みを訴えていたが**早急に医療機関につなげなかった**」など

# 実際の虐待行為（低い深刻度）

「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」令和5年3月厚生労働省老健局P27より引用

## • 心理的虐待

以前は「スピーチロック」「靴に鈴」も虐待判断に

- 「**乱暴な声かけ**」「威圧的な言葉かけ」「**名前の呼び捨て**」
- 「きつい口調食事介助」「利用者の訴えを否定」「バカと発言」
- 「○○さん臭いよと大声で発言」
- （中度）「訴えに対して**怒鳴る**」「**頻回なナースコールを叱責**」など

## • 性的虐待

- 「入浴中の**全裸の高齢者に対して卑猥な言動**」
- 「着衣介助の途中**数分間、陰部を露出したまま車椅子上に放置**」
- 「入居者の上半身裸の動画を撮って元職員へ送信」など

## • 経済的虐待

- 「管理者が**利用者に無断で通帳等から金銭を引き出し**」
- 「金銭搾取」（中度）「**通帳の取り上げ**」「現金・預金の窃盗」など

# 高齢者虐待が起きたらどうするか

## ■ 速やかな初期対応

### ■ **利用者の安全確保・不安解消**

→ **権利侵害・被害からの回復、心理的安全性の確保**

### ■ **通報（市町村への連絡）**

### ■ **事実確認**

保険者も行う !

• 正確な事実確認  
• 情報を隠さない !

→ **当該職員からの聴き取りと裏付け**

### ■ **組織的な情報共有と対策の検討、事故報告書作成等**

### ■ **本人・家族への説明や謝罪「説明責任に基づく対応」**

### ■ **原因分析と再発防止の取り組み**

→ **個人レベルではなく組織レベルへ**

# 養介護施設従事者等高齢者虐待対応の流れ

## 通報・届出の受付（虐待防止法21条）

事前の情報収集と事実確認の準備

## 事実確認の調査（虐待防止法24条からの 介護保険法・老人福祉法での運営指導・監査）

## 虐待の有無の判断・方針決定

虐待が確認された場合又は虐待は確認されなかったが  
改善を要する場合

## 高齢者への対応

## 施設・事業所への改善に向けた指導

施設・事業所からの改善計画の提出

## モニタリング・評価

## 終結

都道府県との連携が  
必要な場合

都道府県と  
の連携

※有料老人ホーム等（サ高住含む）において事故等（死亡事故、虐待、職員による窃盗等）が発生した場合には厚労省に情報提供が必要（厚労省・国交省）平成24年5月25日事務連絡

# 香川県「介護老人福祉施設」等に対する 指定の一部効力停止

(新規入所者及び新規利用者の受入れ停止6か月)

## 1. 人格尊重義務違反

◆令和2年頃から、当該施設職員2名が入所者に対して**身体的虐待、心理的虐待**を行っていたことが認められる

◆職員2名が**逮捕**、略式起訴され、略式命令を受けた（当該法人ホームページ「お知らせ」「皆様へのご報告」より）

## 2. 関係法令違反

当該施設職員は、2名による高齢者虐待を発見したにもかかわらず「**高齢者虐待防止法**」第21条第1項に定められた**市への通報を怠ったことが認められる。**

# 虐待事案での対応傾向

- **虐待認定 = 公示ではないが、自治体による「改善命令」等の行政処分が出されると公示される（よくある誤解）**
- **虐待認定 + 行政による処分**
  - 介護保険法には「**人格尊重義務**」の規定があり、**虐待は違反する行為**であり、事実確認には**監査**の権限を適切に行使用することが必要であり、**行政処分**を出すようになってきている
  - **通報義務（21条）違反**や**高齢者虐待防止法措置義務（20条）違反**を「**関係法令違反**」として介護保険法による**行政処分**を出している

（参考）介護保険法の規定による権限行使（H30年度全国）  
「報告徴収、質問、立入検査」210件、「改善勧告」80件、「改善勧告に従わない場合の公表」3件、「改善命令」21件、「指定の効力停止」3件、「指定の取消」0件
- **虐待行為だけでなく、管理職や専門職の責任、施設の義務を問う対応**がされるようになってきた
  - 虐待行為の放置を「**管理職の職務を著しく怠る『放棄・放任』**」ととらえる事案が出ている

# 高齢者虐待防止法における事業者の役割

- **従事者等による虐待防止等のための措置義務**（第20条）
  - ①従事者等の**研修の実施**
  - ②高齢者及び家族からの**苦情の処理体制の整備**
  - ③その他の高齢者虐待防止等のための措置
- **虐待（疑い）事例に係る通報義務**（第21条第1項、第2項）

従事者には**通報義務**がある（**従事者等による虐待**）

- 「**思われる**」で通報できる（証拠、根拠は必要なし）
- 「高齢者の権利を無視した**行為の放置**」は、**従事者等による放棄放任**にあたる
- \* 養護者による虐待を発見した者は通報の義務又は努力義務がある（第7条第1項、第2項）

– 虐待に関する通報は、「守秘義務」の適用外（第21条第6項）

- **通報をしたことを理由として、従事者等の解雇  
その他不利益な取扱いの禁止**（第21条第7項）

相談・通報は、施設・事業所の所在地の市区町村に対して行う

職員が「**してはならない**」ことは、

虐待行為（と思われるものも含む）。

虐待行為の放置（と思われるものも含む）。

職員が「**しなければならない**」責務とは

通報義務、早期発見（あると思って調べる）、

高齢者の安心・安全確保、協力義務、改善取組。

通報・相談先：「役所」



# 虐待対応の目的

## ◆ 高齢者の権利擁護

- ◆ 高齢者に対して行われている今現在の権利侵害から、高齢者を救済しその権利を護ること

## ◆ 虐待の再発防止

- ◆ 虐待をした職員の個人的問題としてだけとらえるのではなく、研修体制、利用者対応、運営体制といった**事業所運営としての問題**としてとらえ、**虐待を起こさない体制づくりや、ケアの質の改善を目的**としている

## ◆ 行政は、高齢者の安全確保、虐待の解消、虐待の事実確認、行政処分等の検討、再発防止を図るための運営改善に向けた支援・指導等を行う

- ◆ **指導監査担当部署と連携・協働して対応する必要がある**

# 虐待の発生要因

内 容	割 合
<b>教育・知識・介護技術</b> 等に関する問題	56.2%
<b>職員のストレスや感情コントロールの問題</b> ↑	22.9%
虐待を助長する組織風土や <b>職員間の関係の悪さ</b>	21.5%
倫理観や理念の欠如	12.7%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ ↓	9.6%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	7.4%
その他	2.6%

# 虐待の発生要因（選択肢形式）

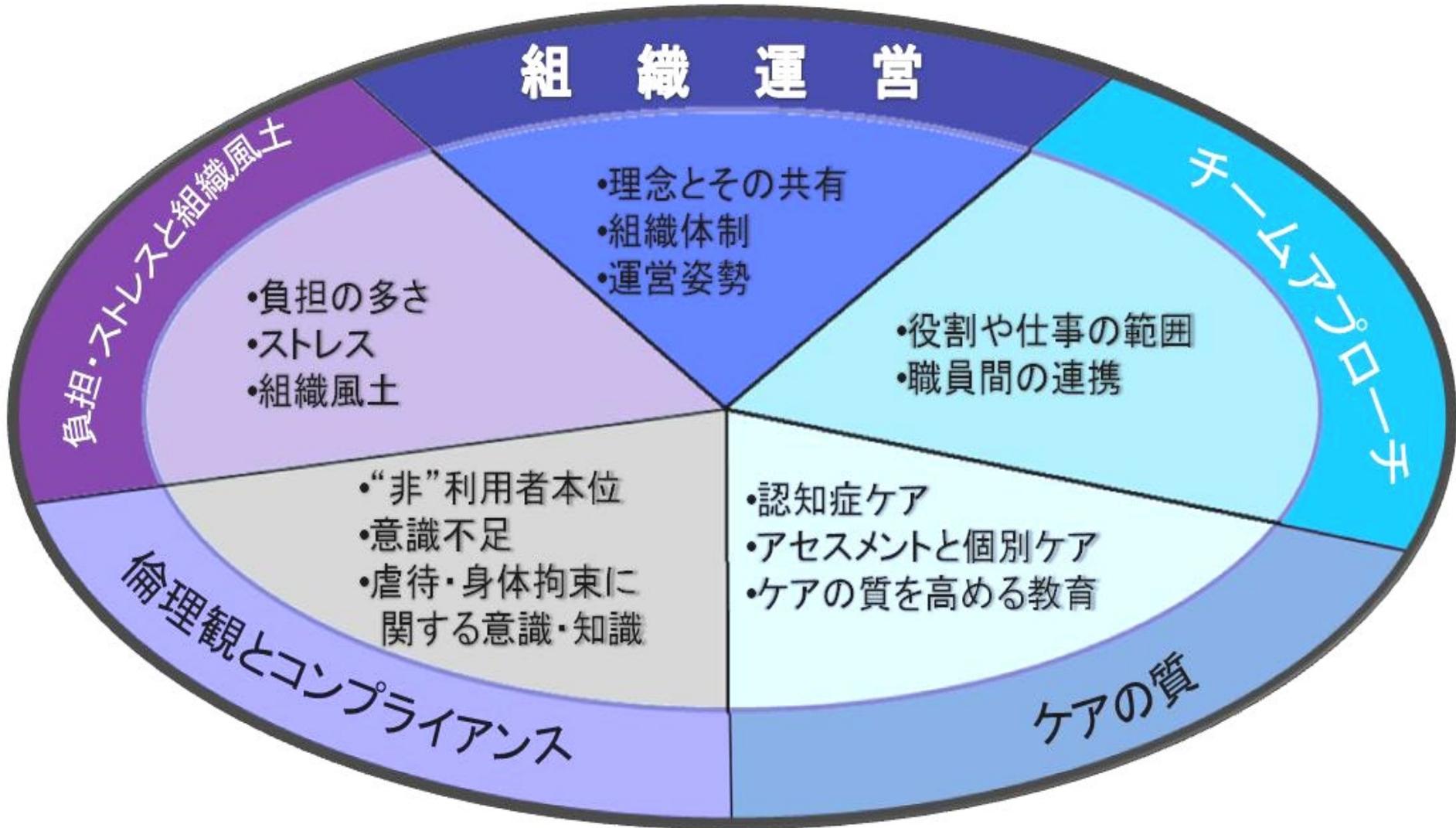
内 容	割 合
職員の <b>虐待</b> や <b>権利擁護</b> 、 <b>身体拘束</b> に関する知識・意識の不足	78.8%
職員の倫理観・理念の欠如	65.0%
職員の <b>ストレス</b> ・ <b>感情のコントロール</b>	63.9%
職員の性格や資質の問題	63.6%
職員の高齢者介護や <b>認知症ケア</b> 等に関する知識・技術不足	63.5%
職員の <b>指導管理体制</b> が不十分※ <b>組織運営上の課題</b>	63.1%

※虐待を行った職員の課題とともに**運営法人（経営層）の課題**やも回答率が高い項目が見られた「**経営層の現場の実態の理解不足**」44.7%.

**組織運営上の課題**では「**虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組**が不十分」58.1%.  
「**チームケア体制・連携体制**が不十分」58.1%

**被虐待高齢者の状況**では「**介護に手がかかる、排泄や呼び出しが頻回**」53.5%「**認知症によるBPSD（行動・心理症状）がある**」52.9%

# 養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因



☆作成にあたり三瓶徹氏(北広島リハビリセンター特養部四恩園施設長)作成資料を参考にした  
「高齢者虐待を考える 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集」  
(認知症介護研究・研修(仙台・東京・大阪)センター)より) 38

# 高齢者虐待防止に 向けた取り組み （以降、情報提供）



## 【参考】介護現場におけるハラスメントとは②

- 認知症等の病気または障害の症状として現われた言動（BPSD※等）は、「ハラスメント」としてではなく、医療的なケアによってアプローチする必要があります。
- 認知症がある場合、もしくは、認知症の診断を受けていないが認知機能が低下している場合などは、BPSDである可能性を前提にしたケアが必要です。例えば、認知症の「もの盗られ妄想」はハラスメントではなく、認知症の症状としてケアが必要です。
- 認知症等の病気または障害に起因する暴言・暴力であっても、職員の安全に配慮する必要があることには変わりありませんから、ハラスメント対策とは別に、対応を検討する必要があります。事前の情報収集等（医師の評価等）を行い、施設・事業所として、ケアマネジャーや医師、行政等と連携する等による適切な体制で組織的に対応することが必要です。そのため、暴言・暴力を受けた場合には、職員が一人で問題を抱え込まず、上長や施設・事業所へ適切に報告・共有できるようにすることが大切です。報告・共有の場で対応について検討することはもとより、どのようにケアするかノウハウを施設・事業所内で共有できる機会にもなります。
- ハラスメントか、BPSD等認知症等の病気または障害による言動かの判断は、施設・事業所だけでなく、利用者の主治医（かかりつけ医）やケアマネジャー等の意見も確認しながら判断することが必要です。

※BPSD…認知症の行動症状（暴力、暴言、徘徊、拒絶、不潔行為等）・心理症状（抑うつ、不安、幻覚、妄想、睡眠障害等）のこと。

（引用：厚生労働省「BPSD：認知症の行動・心理症状」（[https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/05/dl/s0521-3c\\_0006.pdf](https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/05/dl/s0521-3c_0006.pdf)）

## 1. ハラスメント対策の必要性とその考え方

### (3) ハラスメント対策のための基本的な考え方⑥

#### (vii) ハラスメントを理由とする契約解除は「正当な理由」が必要であることを認識すること

- 前提として、利用者やその家族等に対して、重要事項説明書の説明等によって、提供するサービスの目的、範囲及び方法に関して十分に説明を行い、その理解していただくこと、契約解除に至らないような努力・取組を事業所としてまず行うことが必要です。
- このような努力や取組を行っていても、やむを得ず契約解除に至るケースもあるかもしれません。しかし、施設・事業所側からする契約解除には「正当な理由」（運営基準）が必要です。「正当な理由」の有無は個別具体的な事情によりますが、その判断にあたっては、
  - ▶ ハラスメントによる結果の重大性
  - ▶ ハラスメントの再発可能性
  - ▶ 契約解除以外のハラスメント防止方法の有無・可否及び契約解除による利用者の不利益の程度…等を考慮する必要があります。

## 1. ハラスメント対策の必要性とその考え方

### (3) ハラスメント対策のための基本的な考え方⑦

- 「正当な理由」に基づき契約を解除した場合であっても、契約解除に至った原因及び経緯を検討し、同様の事態を防止するための対策を講じましょう。

#### ア) 「正当な理由」が肯定される可能性のある場合：

- 利用者が職員に対し身体的暴力をふるい、他の施設・事業所及び関係機関の担当者とともに利用者と話し合った。しかし、再発の可能性があり、かつ、複数名訪問等の再発防止策の提案も拒否されたとき、契約解除の予告期間を置き、後任の事業所の紹介その他の必要な措置を講じて契約を解除した場合。

#### イ) 「正当な理由」が否定される可能性のある場合：

- 職員の不適切な言動に立腹した家族が暴言を口にし、以下のような必要な措置を講じることなく、直ちに契約を解除した場合。
  - ✓ その家族との話し合いにより信頼関係の回復に努めて再発防止を図る
  - ✓ 担当職員を変更する
  - ✓ 後任の事業所の紹介 等

# 内部研修（例）①

- 「不適切ケア」と思われることや「身体拘束」、ケアをしていて**違和感、嫌だなと思ったケアなど** 一つひとつを取り上げて、「なぜ起きたのか」「改善するためには何ができるか」「いつから始めるか」などを（**行為と人を分けて**）**話し合う【場】をつくり、活用する**
- **「ひもときシート」の活用**（援助者が感じる課題の評価、背景・要因分析、本人理解に基づく課題解決策の検討）
- 「ちょっと待って」「座って」などの**言換え・伝える工夫の検討会**を開催し、活用（対応強化週間などを設け）定着化
- **怒り**や感情の**コントロール**を身に着ける など
  - アンガーマネジメント

# 内部研修（例）② 動画 個人+

## 個人学習（10分程度×18のコンテンツによるオンデマンド） + グループワークによる学習

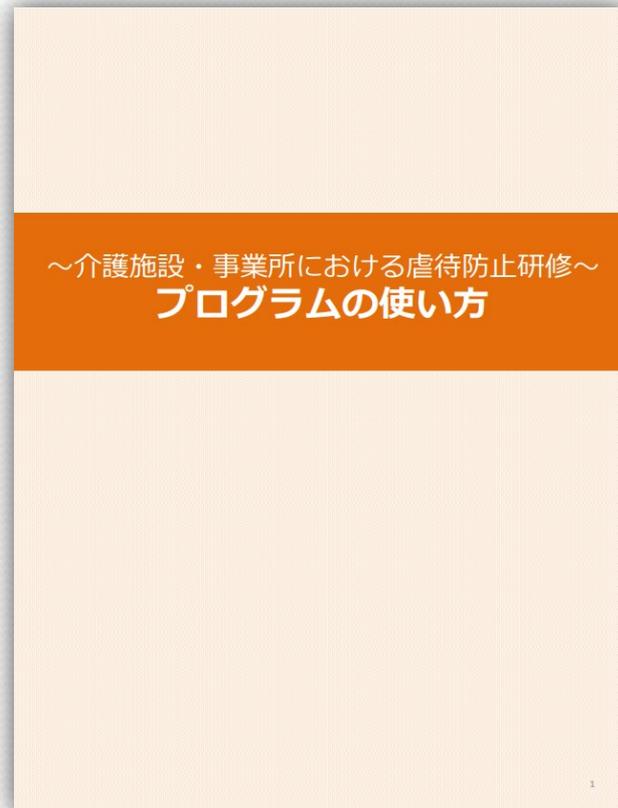
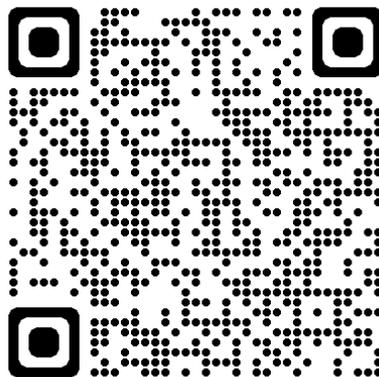
（学習教材 + 虐待防止担当者用資料）

<https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php>

- 【2020年】をご覧ください

～介護施設・事業所における虐待防止研修～

プログラムの使い方



# 内部研修（例） ③ 動画 集合

- 介護施設等による自発的な課題発見や日々のケアの改善につなげるため、介護従事者研修用映像「**よりよい介護を目指して**」を作成し、市のホームページや動画共有サイトを通じて情報提供（神戸市）
  - <https://www.youtube.com/watch?v=R-JykrXdkaw>

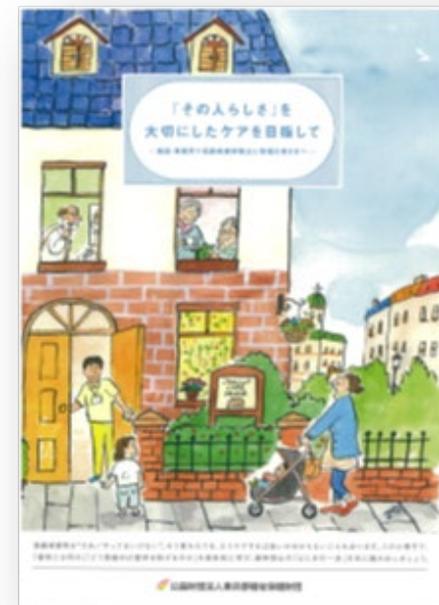


# 内部研修（例）④ 冊子 集合

## 「その人らしさ」を大切にしたケアを目指して —施設・事業所で高齢者虐待防止に取り組む皆様へ—

- 公益財団法人東京都福祉保健財団「高齢者権利擁護に係る研修支援・調査研究事業」（平成26年度～27年度）

- **高齢者虐待防止に向けた、事業所・施設または法人での実践的な取り組み事例についてヒアリング調査**を実施し、  
取り組み事例を集積（平成26年度）
- 専門有識者により構成された「**高齢者虐待防止事例分析検討委員会**」（以下「検討委員会」という。）を設置し、平成26年度に集積された取り組み事例の分析を通じた高齢者虐待防止における課題の整理及び検討を実施（平成27年度）
- **検討の成果をまとめた「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の普及啓発小冊子**」（以下「小冊子」という。）を作成（平成27年度）

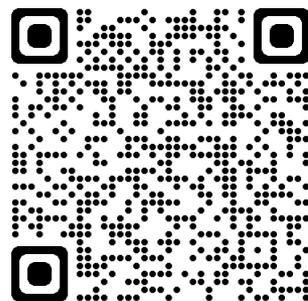


- 小冊子・報告書・講師ガイドは、  
東京都福祉保健財団ホームページからダウンロードができます

- 「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための関連資料」
- <http://www.fukushizaidan.jp/105kenriyogo/shiryo.html>

# 内部研修（例）⑤ 冊子 講師用

- 『小冊子の講師ガイド』を活用
- 高齢者虐待防止に役立つ資料等の「リンク集の一覧」  
（カテゴリごとにまとめたもの）  
を財団ホームページに掲載  
（ダウンロード可能）



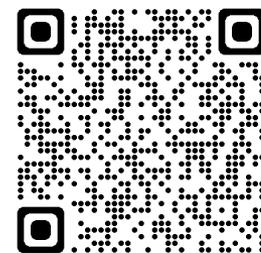
公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページ

⇒研修を受講される方へ

⇒高齢者権利擁護推進事業

⇒『養介護施設従事者等による

高齢者虐待防止に役立つ資料等リンク集』



※一部リンク先の掲載資料削除等により、リンクが中止されていることがあります。ご了承ください。

# 今から出来る事

高齢者を脅かす対応例	高齢者を脅かさない対応例
怒った顔、冷たい視線	にこやかな笑顔
大声、イライラした口調	普通の音量での話し方 穏やかな口調
話をしない、無視する	ゆっくり説明 自分のために何かしてくれる
顔を見ない	目を合わせる
ため息をつく	ユーモアがある 挨拶をする
「できません」「ダメです」と言う	「○○（代案）でもいいですか？」と聞く

**虐待防止とは、私たちの責務や専門性の一つであり倫理綱領等にある「権利擁護」。**

「その人らしさ」を知り、本人の意思を引き出すために、声なき声を聴く。そして、その意思をかなえるため、尊厳を護るための支援」

**虐待防止に取り組むことは「私たちが、何かしらの支障がある方への支援をするうえで、『尊厳』を護り、『自立（自律）』を支える専門職（専門性を持つ立場）である」ということの確認や共有、そして「誇り」を取り戻していくこと。**

**私が「目指していた」「したいと思っていた」  
援助やは、その過程や結果にある**